

令和 6 年度 現場改善活動支援事業補助金 実施要領

1. 補助事業の目的

この制度は、製造業を営む市内中小企業者等が実施する現場改善活動の推進に要する経費の一部を補助することにより企業力の向上や受注の拡大を支援し、域外からの外貨獲得及び地域産業の競争力強化を図るためのものです。

2. 概要

補助対象者	製造業を主たる事業として営む中小企業者であって、補助事業の完了時に市税を滞納していないもの。 ※「日本標準産業分類」(平成 25 年 10 月改定)に定める製造業												
補助対象事業	現場改善活動に係る次に掲げる事業であって、事前の改善計画の社内検討及び専門家等の適切な所見により、当該事業年度内において改善実施後の効果が見込まれるもの。ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合を除きます。 (1)改善実践事業 ア 現場改善の基礎づくり事業 現場改善活動の効果的な実施及びその定着化のための基礎的な実践の取組 イ 現場改善による付加価値向上事業 機械装置等既存設備の改造又は製造工程の見直しにより、生産効率の向上又は製造コストの低減を図る取組 (2)感染症対策事業 従業員の感染症予防を目的とする現場の改善を図る取組												
補助対象経費	現場改善活動に係る経費のうち別表に掲げるもの。 (消費税等を除く)												
補助率・上限額	補助対象経費の2分の1以内の額(1,000 円未満切り捨て)とし、上限金額は次に掲げるとおりとします。ただし、同一年度内における補助事業者に対する補助金の交付は、それぞれの事業につき1回を限度とします。 <table border="1" data-bbox="497 1570 1444 1818"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="497 1570 1283 1621">事業名</th> <th data-bbox="1283 1570 1444 1621">上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="497 1621 788 1673" rowspan="2">(1)改善実践事業</td> <td data-bbox="788 1621 1283 1673">ア 現場改善の基礎づくり事業</td> <td data-bbox="1283 1621 1444 1673">10 万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="788 1673 1283 1767">イ 現場改善による付加価値向上事業</td> <td data-bbox="1283 1673 1444 1767">30 万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="497 1767 1283 1818">(2)感染症対策事業</td> <td data-bbox="1283 1767 1444 1818">30 万円</td> </tr> </tbody> </table>		事業名		上限額	(1)改善実践事業	ア 現場改善の基礎づくり事業	10 万円	イ 現場改善による付加価値向上事業	30 万円	(2)感染症対策事業		30 万円
事業名		上限額											
(1)改善実践事業	ア 現場改善の基礎づくり事業	10 万円											
	イ 現場改善による付加価値向上事業	30 万円											
(2)感染症対策事業		30 万円											
申請受付期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで ※予算がなくなり次第受付を終了します。												
最終の事業完了日	令和 7 年 3 月 31 日 ※この日以内で、経費の精算(※)を含めた事業の全ての手続きを完了できる事業が補助対象となります。 ※約束手形や電子記録債権等を使用する場合はその決済も含めます。												

別表

(1) 改善実践事業

ア 現場改善の基礎づくり事業

経費区分	内 容
需用費	工場及び設備清掃用の薬剤、工場内の安全通路又は荷物置場の区画明示に使用する塗料等の消耗品購入費、品質(精度、衛生レベル等)に関する顧客要求への対応又は労働安全衛生環境整備に必要な施設設備の修繕費
役務費	現場改善のための製造工程見直しに伴う設備の運搬費等
原材料費	ムダの削減、作業の効率化等の現場改善に必要な治具・工具、什器・台車の導入等経費(自ら必要備品を製作又は改造する場合は、その材料費)
備品購入費	

イ 現場改善による付加価値向上事業

経費区分	内 容
委託料	既存生産設備の改造、製造ラインのレイアウト変更(概ね 1/2 以上の範囲)、これらの改造又はレイアウト変更に伴う施設・付帯設備の改修等の現場改善経費
工事請負費	
需用費	上記現場改善の実施に伴い生じる各種の経費
役務費	
原材料費	
備品購入費	

(2) 感染症対策事業

経費区分	内 容
委託料	工場内の 3 密対策(換気機能のあるエアコンの設置、密閉対策、レイアウト変更等の密集対策及びビニールフィルムの設置等の密接対策)に伴う施設・付帯設備の改修等の現場改善経費
工事請負費	
備品購入費	感染症対策の実施に伴い生じる各種の経費

3. 申請書類の取得方法

松江市ホームページに掲載していますので、以下のとおりアクセスしてダウンロードしてください。

(1) 以下の URL にアクセスし、該当補助金のページにアクセスする。

https://www.city.matsue.lg.jp/sangyo_business/sangyoshinko/seizou_shien/index.html

※松江市ホームページのトップページからは以下のとおりアクセスできます。

トップページ> 産業・ビジネス> 産業振興> 製造業等補助金・支援制度

(2) 「申請様式・実績報告様式」欄から様式をダウンロードする。

4. 申請方法

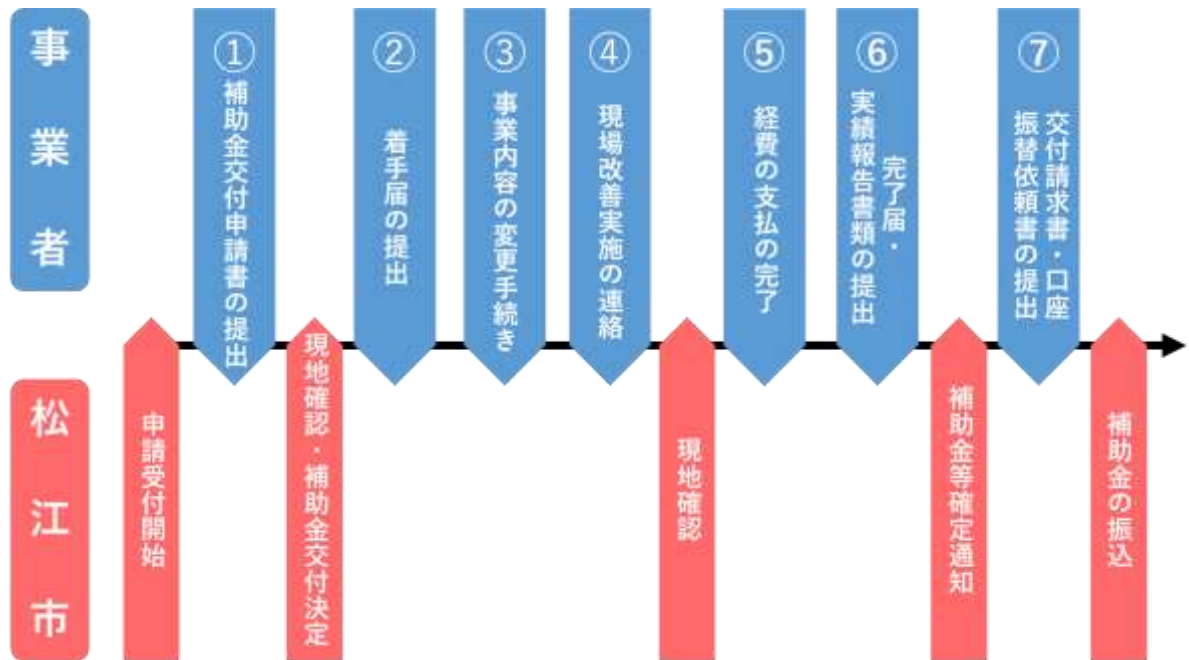
必要書類を以下のメールアドレスにご送付ください。

misc-hojokin@city.matsue.lg.jp

(松江市ものづくり産業支援センター補助金担当メールアドレス)

※メールでのご提出ができない場合は、「6. 問合せ先」までご相談ください。

5. 手続きの流れ



① 補助金等交付申請書の提出

以下の書類を当センターへご提出ください。また、交付申請に際し、当センター職員による現地調査を実施し、改善前の状況及び事業による改善効果があるか確認を行います。

I. (様式第1号)補助金等交付申請書

※事業の完了は経費の精算を含めすべての事務手続きが完了した日とします。
事業期間は余裕をもった日程を見込んでください。

II. (別紙1)事業計画書

※すでに定期的な社外の専門家の指導を受けている場合は、「所見欄」にその専門家の記名及び押印をしてください。

III. 見積書及びその明細

IV. 直近2期分の決算書の写し

② 着手届の提出

補助金等交付決定が通知されたら事業に着手し、(様式第4号)着手届を当センターへご提出ください。

③ 事業内容の変更手続き(※必要な場合のみ)

交付決定時の内容に変更があった場合(※)は交付決定内容の変更手続きを行う必要な場合があります。事業内容に変更が発生しそうな場合や既に発生してしまった場合は速やかに当センターへご連絡ください。

※該当のケースの例

- 事業が遅延し完了日が変更になった。
- 見積金額が変更になり補助事業経費が変更になった。

- ④ 現場改善実施の連絡
現場改善を実施したら、当センターの職員による改善状況の現地調査を受ける必要があります。現場改善を実施したら速やかに当センターへご連絡ください。
- ⑤ 経費の支払い完了
補助事業に係る経費の支払いを完了してください。
- ⑥ 完了届・実績報告書類の提出
すべての経費の支払いが完了したら、1 か月以内に以下の書類を当センターへご提出ください。※3月中の支払い完了の場合は4月10日までにご提出ください。
- I. (様式第4号)完了届
 - II. (様式第5号)実績報告書
 - III. (別紙3)事業報告書
 - IV. 補助対象経費に係る請求明細の分かるもの
 - V. 領収書等補助対象経費の支払いが完了したことが分かるもの
 - VI. 市税に滞納がないことが分かる証明書(完納証明書)
※事業完了日以降の日付のものがが必要です。また、完納証明書は、税務管理課、各支所市民生活課、まつえ市民サービスコーナーで取得できます。
 - VII. 補助金利用アンケート
- ⑦ 交付請求書類の提出
完了届・実績報告書類の提出をし、補助金等確定の通知を受けたら、補助金の以下の書類を当センターにご提出ください。
- I. (様式第7号)補助金等交付請求書
 - II. 口座振替依頼書
 - III. 振込先口座の取扱銀行・支店名、預金種別、口座番号、口座名義がわかるもの

6. 問合せ先

松江市産業経済部ものづくり産業支援センター

〒690-0816 松江市北陵町1番地 テクノアークしまね内

電話:0852-60-7101 FAX:0852-25-0300

Mail:misc-hojokin@city.matsue.lg.jp